

# 公開質問状

平成 23 年 7 月 12 日

裁判長 多和田隆史 殿 山本佐吉子 検事 殿  
右裁判官 本間敏広 殿 大滝則和 検事 殿  
左裁判官 寺崎千尋 殿

質問団体

公共問題市民調査委員会 (告発会員、平成 23 年 5 月現在 344 名) 代表  
299-5211 千葉県勝浦市松野 578 国本 勝  
0470-77-1064 Fax0470-77-1527  
メールアドレス/masaru.k@ray.ocn.ne.jp

平成 23 年 7 月 8 日の東京地裁法廷に関して

事件名 大高正二氏による高裁職員に対する捏ち上げ暴行及び公務執行妨害事件

日時 2021 年 7 月 1 日午後 1 時 30 分 (第 4 回口頭弁論)

法廷 429 号法廷

当事者 被告 大高正二氏

原告 東京高等裁判所事務局管理課 庁舎警備係  
守衛長 杉田憲治 (当時 59 歳)

下記の公開質問のご回答は、上記代表迄平成 23 年 8 月 10 日迄に、今迄の 4 回分の公開質問を含めてお願いいたします。

裁判官 3 名への質問

1 第 4 回で現場検証を却下しましたが、裁判所職員だけの証人であり、その証人達の証言には矛盾点が多く存在している。

現場検証の却下理由をお答え下さい。

ア 大高氏は丸の内警察署に拘留中、福島 智警部に現場検証を要請したが拒否されている。

警察が大高氏の立会いで現場検証をせず、裁判所職員の訴えのみでの起訴、裁判は正当ですか。ご回答をお願いします。

イ 福島 智警部は大高氏に対して第 1 回目の『東京高裁庶務課の伊藤剛氏がわざと転んで虚偽告訴』に対する『告訴告発状を部下 2 名に命じて国本の車に投げ込みさせ』告訴告発の権利を奪った。

その告訴告発状を同封するので、ご回答をお願いします。

2 第4回で、最初の証言した方(異常に声が小さく聞き取れない。聞こえないと言うと多和田裁判長は退廷させる)と二人目のナカヤマカズヒロ氏の証言がありました。

ア ナカヤマ氏は杉田氏の5百円玉(直径2.7cm)位のコブを目で確認したと言っておりますが、杉田氏は5cmと主張、そのコブが暴行から診察する数時間後には消えたと主張。

数時間でコブは消えますか。回答を求めます。

イ 診察した医者は、触診でコブは無かった。CT及びレントゲンでも何の異常も見つからなかったと証言しています。

証拠とは言えない診断書を証拠採用した理由。

3 多和田裁判長は今回も『殆ど聞こえない声』で退廷を宣言、法廷警備員達は誰が声を発したのか解らず右往左往『中年の女性が自ら名乗りでて』自主的に退廷した。

ア 上記の状況で退廷させる意味をお答え下さい。

イ 上記の状況では多和田裁判長の方が『法廷進行に邪魔な退廷命令』とは思いませんか。お答え下さい。

### 裁判官3名と検事2名への質問

1 ナカヤマ氏は大高氏が暴行後、杉田氏と大高氏の間に入ったと証言しました。その他の証言者はナカヤマ氏が杉田氏と大高氏の間に入ったとは一切証言しておりません。

その明らかな矛盾は、どのようにお考えですか。お答え下さい。

2 証言者全員は現場で大高氏を逮捕する事は考えなかったと証言しております。と言う事は警備員としては失格と考えられますが。

お答え下さい。

3 杉田氏本人は告訴は考えなかった。告発したのは事務局長のオカケンタロウ氏と証言しております。

何故、杉田氏は告訴は考えなかったのでしょうか。お答え下さい。

### 検事2名への質問

1 山本検事は冒頭陳述で『公共問題市民調査委員会の輩』と表現しましたが、冒頭陳述書にはその記載がありません。

何故、虚偽書面を作成したのですか。お答え下さい。

2 冒頭陳述書 1 頁の上段には下記記載があります。

3 業務上過失傷害の事実による罰金前科 2 犯のほか、平成 22 年 4 月 22 日、名誉毀損の事実により懲役 10 月、執行猶予 3 年の判決を受けた（平成 23 年 4 月 26 日上告棄却決定）懲役前科 1 犯を有する。

上記は千葉興銀によるとされる。大高氏第 2 回目の捏ち上げ逮捕、勾留での裁判所及び警察、検察の教唆犯罪事件です。

3 業務上過失傷害の事実による罰金前科 2 犯のほか、は、既に記録が無い事実が明らかになっている。何故、冒頭陳述書に記載したのか。その理由。

3 千葉興銀事件の関係を記載した事実は、前回に添付した『東京高裁庶務課の伊藤 剛氏がわざと転んで虚偽告訴』した事件から現在の事件迄は、警察、検察及び裁判所が教唆、幫助した共同正犯犯罪である。

千葉地方裁判所での彦坂裁判長及び村上謙介検事他 2 名の公開質問状 4 通及び東京高裁『22-09-19/3 通の公開質問状.pdf 22-11-17/山崎裁判長他.pdf 22-11-23/片多への公開質問.pdf』を添付、裁判官及び検事には回答の程宜しくお願い申し上げます。

尚、山崎裁判長は大高氏に判決した後、千葉地方裁判所の所長に栄転（記者会見で、解り易い判決を心掛けていると発言）。

片多裁判官は『白バイ事件で出鱈目判決後、一気に東京高裁に栄転』し、大高氏の判決文を書いた左裁判官で、その判決文は千葉地裁の判決同様『被告の証拠は全て却下。裁判所に都合悪い部分は（そうとまでは言い切れない）』等の屁理屈判決をする典型的なヒラメ裁判官である。

4 冒頭陳述書 1 頁の上段には下記の明白な虚偽記載があります。

#### 第 2 犯行に至る経緯

1 被告人は、東京地方裁判所に対して提起した民事事件等に対する判決の内容を不服として、平成 18 年 8 月ころから、同裁判所正門前で、同裁判所等を批判するいわゆる街宣活動を行っていた。被告人はその後、「公共問題市民調査委員会」なる名称の団体に所属するようになり、同団体構成員の訴訟支援活動として、同団体構成員らと共に街宣活動や法廷傍聴などを行うようになった。

ア 同団体構成員の訴訟支援活動との記載だが、現在 344 名の会員で訴訟しているは一人もいない。証拠を提示して下さい。

イ 同団体構成員らと共に街宣活動や法廷傍聴との記載だが、現在の大高氏の捏ち上げ事件での傍聴は数名が傍聴しているが、それ以外は全て大高氏の支援者であり、当委員会は街宣活動もしていない。

証拠を提示して下さい。

ウ 同団体構成員という暴力団的な表現での記載をしている。

何故、構成員という記載をしたのかご回答お願い致します。

エ ア、イ及びウの記載のように、当委員会は読んだ方々に明白に悪い印象を与える目的で記載したと考えているが、下記の回答に丸でお答え下さい。

a 悪い印象を与える目的で記載 b 悪い印象を与える目的での記載では無い  
b の回答の場合は理由を説明して下さい。

上記 4 の項目にご回答無き場合は、虚偽公文書作成同行使犯罪、その記載を検証する事なく、冒頭陳述書を認めた裁判官 3 名は同教唆及び同幫助の共同正犯犯罪です。否か、否では無いか。お答え下さい。

下記は、最初からの公開質問です。早急にご回答下さい

27 多和田裁判長が犯罪者という事実が判明しました。

事件の表示 平成 18 年 (つ) 第 4 号 横浜地方裁判所 第 3 刑事部

小倉正三裁判長 多和田隆史裁判官 梶山太郎裁判官

上記の審判に関して、横須賀市の斎藤氏が闘っている不動産侵奪事件において貴殿は検察庁から 153 番目に『時効完成』とされております。

江田法務大臣に要請した指揮権発動要請書を同封いたします。

犯罪者が犯罪者でない大高氏を裁く権利がありますか。お答え下さい。

上記の 27 項目に対して、平成 23 年 5 月末迄に下記代表 (傍聴人代表でもある) に、ご回答を求めました。

尚、「民事裁判において、重要な事実や求釈明について、相手方が回答や反論をしなければ、擬制自白が成立するとされているようですが、裁判長を含め貴殿達が上記公開質問に何ら具体的な回答をしないのであれば、私たちは上記事実を認めたものと解します。」のご忠告いたします。

又、この公開質問はメール等で国会議員約 100 名、報道及び支援者他に約 80 件、そこから更に転送されております。

公共問題市民調査委員会 (略、PCR 委員会) 代表 国本 勝

事務所 & 自宅 〒299-5211 千葉県勝浦市松野 578

事務所 電話/0470-77-1475 Fax/0470-77-1527

自宅 電話/0470-77-1064 携帯/090-4737-1910

メール/masaru.k@ray.ocn.ne.jp